

第 62 回高知県国土利用計画審議会

開催日時：令和 7 年 2 月 6 日（木）13:30～

場所：高知県立文学館 1 階 ホール

委員：岡部早苗、尾崎真紀、笹原克夫、竹内純一、玉里恵美子（欠席）、釣井利勝、畠中智子、広末幸彦（欠席）、藤川和美、藤本武志、松島貴則

1 開会

（司会）

それではただいまから第 62 回高知県国土利用計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日司会進行を務めます用地対策課 課長補佐の瀧本と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、まず開会にあたりまして、土木部副部長 横畠からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（横畠副部長）

高知県土木部副部長の横畠でございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様には第 62 回の高知県国土利用計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の土地行政をはじめとする県政全般の推進にご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、当審議会では、国土利用計画法の基本理念である「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る」ということを目指して、これまで知事が諮問する土地利用基本計画の改定案、区域の変更などに関しまして、各分野の専門家である委員の皆様から幅広くご意見やアドバイスを頂戴しております。

県におきましては、昨年 8 月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されましたことを踏まえまして、「四国 8 の字ネットワーク」をはじめとした災害に強い道路網の整備や、近年頻発する豪雨災害に備えた河川改修などの取り組みをさらに加速化して進めているところでございます。こうした公共事業をはじめ、各種の事業を推進していくうえでも県土を有効に利用するといった観点は重要でありまして、そうした意味で当審議会での議論は大変貴重なものだと考えております。

本日の会では、この後、知事から諮問いたします計画図の変更等につきましてご審議のうえ、答申を賜りたいと考えております。

また、各種の開発計画に伴う森林地域の縮小など、7 件の報告事項などについてご審議いただきたいと考えております。

結びに、今後も引き続き、県政の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いします。

（司会）

次に、本日の会議の資料を確認させていただきます。お手元にはピンクのフラットファイルの資料一式と、別途、知事からの諮問書をお配りしております。こちらのフラットファイルの次第裏面に本

日の会議の資料の一式を記載しております。事務局で資料の確認をしておりますが、もし抜け等がございましたら、事務局にお知らせください。

次に、資料の委員名簿をお開きください。

審議会の委員につきましては、昨年の審議会から異動はございませんでした。

(司会)

それでは笹原会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(笹原会長)

会長の笹原でございます。まず、この高知県国土利用審議会なんですが、当然、メインは私ども委員になりますが、大事なのは事務局、そして、具体的な権限をもって、土地利用のコントロールをしていただいている個別法、例えば森林法等々を所管している皆さん、治山林道課さんや、農業基盤課さん、森づくり推進課さん、そして都市計画課さん、そういう個別法が重要でございます。

そういう意味で、私どもも個別法を所管する各課と対立するわけではなく、緊張関係はなければいけないんですけど、お互いうまくやっていくというか、互いに高め合っていかなければいいなと思っているところでございます。ぜひよろしくお願ひします。

それともう一つ、長い委員の方はこの審議会の権限ということをよくご存じなので、直接的な権限がある審議会ではない。ですけれど、議事録が会議後に公表されます。その議事録を残すということも非常に重要だと思っております。過去の議事録を読んでいると結構刺激的なことが書いてあって、読んでいただける人がいれば非常に役に立つ内容だと思いますので、できる範囲で頑張ってご審議いただけたとありがたいと思っております。

あとは、役所の立場とは違う民間の目でどんどん見ていただけるとありがたいと思っております。

この審議会も役所の組織ですので、審議会にできること、事務局にできること、できないことございますが、あまりそれを考えずにどんどんご発言いただけたとありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

(司会)

笹原会長、ありがとうございました。

続きまして、本日の出席委員の数をご報告します。

本日の審議会には、委員 11 名のうち、9 名の委員の皆様にご出席をいただいております。これによりまして、当審議会条例第 5 条第 3 項に規定する「2 分の 1 以上の出席」を満たしておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」に基づきまして公開することとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、副部長の横畠でございますが、以後の公務のため、退席をさせていただきます。

(横畠副部長)

すみません。勝手ながら退席させていただきますが、今日はよろしくお願ひします。

《横畠副部長 退席》

(司会)

それでは、議事に入ります前に、一点、委員の皆様にお願いでございます。

事務局で議事録を作成するにあたりまして、皆様のご発言を正確に残す必要がございます。恐れ入りますが、発言の際には、マイクのご使用をお願いします。

左右にマイク係を構えております。発言の際には、挙手をお願いいたします。

3 議題

(1) 議事録署名人2名の選任

(司会)

それでは、議事に入りたいと思います。これ以降の進行につきましては、笹原会長にお願いしたいと存じます。笹原会長、お願ひいたします。

(笹原会長)

はい。了解いたしました。それでは、私の方でこの審議会の議長を務めさせていただきます。

資料の式次第をご覧ください。3が議題ですね。議題の中の(1)から始めます。

まずは、議事録署名人、2名の選任でございます。

これ、私にとって一番大変な作業なんですが、一生懸命考えました。

今までの順番というか、皆さんにやっていただいた並びを考えまして、今回は、尾崎委員と竹内委員にお願いできるとありがたいと思ってございますが、両委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(尾崎委員)

はい。

(笹原会長)

竹内委員、大丈夫ですか。

(竹内委員)

おそらく。

(笹原会長)

駄目だったらまた考えます。

そうしましたら尾崎委員と竹内委員にご了承いただいたということで、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

(2) 高知県土地利用基本計画（本文）の改定について

(笹原会長)

次に、議題ですが、(2)高知県土地利用基本計画（本文）の改定について、ということで、昨年

の9月ぐらいの委員の皆さんにアンケートをさせていただいたものでございますが、その調査結果を踏まえて、少し資料の改定の方針について検討いたしましたので、事務局からご説明をお願いします。

(事務局 武中課長)

先ほど、笹原会長から話がございましたとおり、昨年の秋口に委員の皆様方にご依頼しておりました、高知県土地利用基本計画の改定に関するアンケート調査結果についてまとめましたのでご説明をいたします。

右上に参考と書かれた資料をご覧ください。

まず、改定の必要性については、「全面改定すべき」というご意見はなく、「現行計画に不足する部分の改定が必要」とする意見が5、「必要ない」という意見が3でございました。

「部分的な改定が必要」とする意見のその他の回答については、右側に記載しております。

まず、改定の時期として適切と考えるものについては、令和7年度着手とする意見が2、それ以外が1ずつで合計3でございました。

その下に、現行の計画で評価できる点、課題やテーマなどについていただいたご意見をまとめております。

これを受けまして、今後の流れ等を簡単にご説明いたします。

まず、軽微な修正として、不足する内容を追記した改正案を事務局の方で作成し、事前にメール等でご意見を伺ったものを審議会で諮問する、という流れで改定できればと考えております。

また、その改定の時期でございますが、遅くとも現行の計画を施行してから5年となる令和10年度に施行となることを目指して、令和8年度には着手したいと考えておりますが、一部改正、軽微な改正ということであれば、令和9年度には施行となるのではないかと考えております。

改定の内容については、皆様方と事務局で今後一緒に練っていきたいと考えておりますが、現行の計画にはない、例えば、所有者不明土地問題や盛土規制法に関する事項、さらに、DX等の項目を追加すべきと考えております。

なお、その他の意見としまして、笹原会長からご意見をいただいたおりまして、裏面に記載しております。裏面をご覧ください。今回の改定では、先ほどご説明しましたように、軽微な改定と考えておりますので、国の第六次国土利用計画で盛り込まれた内容の中で、現在の県の計画に足りないものを追加するような変更をしたいと考えており、いただいたご意見等につきましては、次回の抜本的な計画書本文の改定の際に参考にしたいと考えております。

以上がアンケート調査結果のご報告となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。

これ、審議事項になっていますので、委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

まず、あれは、5年ぐらい前でしたっけ？ 前回の国土利用基本計画の改定、ワーキンググループをつくって大変な思いをして作業いただきました。その余波もあって、微修正と。要は、いいんじゃないのっていうことですかね、というふうに思うんですけど。

そうですね。あのワーキングの中で中心的に動いていただいたのが、委員、と、あとは委員ですかね。

まず委員から今回の改定についての率直なご意見。委員としての意見というより個人としての意

見でも結構です。率直なところを簡潔にお話しいただけるとありがたいと思います。

(委員)

すみません。アンケートによる答えんかったです。何度も再三の催促いただきましたけど、申し訳ありません。なぜかというと、向き合ったんですけど、どう答えるのが正解やろう？ってわからなかつたんです。評価できる点は、あれだけ苦労したんだし、これ、評価できるよね、全部って思つたし、課題やテーマっていう、今後の、これも複数回答で全部に丸するよなっていうので、それでいいのかな？って考へるともう立ち止まつてしまつて、なかなか答えづらい。でも、それだけ高知県の土地利用計画っていうのは、ものすごく奥が深くて難しいなっていうのを改めて、このアンケートと向き合う中で感じさせていただきました。以上です。

(笛原会長)

ありがとうございました。そうしましたらご苦労いただいた委員、感想で結構です。

(委員)

前回のワーキング、どうもありがとうございました。

舵取りが悪くてあちこち糾余曲折したところがありますけれども、ワーキングの中で一番皆さんと議論したというか、ワーキングで計画をつくるときに考えたのが、誰のための計画なのか、県民にこの計画をできたら知つてもらいたいというのが一番ワーキングで考えたことです。だから通り一遍の国の計画を模したような計画じゃなくて、もっとわかりやすく、しかも学校教育なんかで使ってもらえるような計画なり、土地利用の方針なりが、考え方なりがわかるような計画をつくりたい。通り一遍のやつやつたらすぐできるけど、そういうのではなくて小学生向きの土地利用の、高知県、こうやってしようとしてるよっていうのをつくりたい。中学生に使ってもらいたいとか、わかつてももらいたい。県民全体の計画にどういうふうにしていくかっていうところを一生懸命考えたんですけど、結局、それはできなかつた。

最終的には、行政のPDCAサイクルを回すうえでの計画になつてしまつて、県民の計画になつているのかな？っていうのが一番の残念なところだった。ただ、私たちがやつたことが無駄にならないようにしてもらいたい。一生懸命ポンチ絵を考えて、子どもたちの教材といいますか。委員の皆さんに小学校とか、中学校に行って、国土利用計画、高知県こんなこと考えてやつてるよということを手弁当でいいから説明に行こうじゃないかみたいな雰囲気があつたんですけども、そういうことが実現できずに残念な思いがありました。

今回の改定にしても、通り一遍のことであれば、なんかこう、本当に通り一遍のもので終わつてしまつ。その中でも特色のあるところを出したいということで、観光とか、高知の風土とか、そういうものを重視した特色をできたらそのところに出したいなというふうなことで、ある程度特色は出せたんじゃないかとは思いますけれども、まだ、県民全体の計画になつてないというところがちょっと寂しいところかなと思います。

畠中委員が言つてますように、私も回答はしたんですけども、どういうふうに書いたらいいんだろう。足らないところはあるけれど、うーんという感じがして、迷いながら回答したところです。どうも長々とすみません。

(笛原会長)

ありがとうございました。

ちなみに私、ひと月以上遅れて回答を返しました。ただし、委員と一緒に、このアンケート自体にはよう答えるんで、その結果、その他意見、この裏面の意見を出すに至ったというところでございます。

おそらく今の松島さんのお話というのが一番当時の私どもの意見を代表しているんじゃないかなと。要は、県民のための計画なんだけど、なんか県民のためになつてないんじゃないの？というところ。これは、現行の計画を読んで私もそう思いました。役所的にはきれいなことを書いてあるんだけど、じゃあ、県民何したらいいの？と、それがわからないとかいうことが、その他意見に書いてあるんですけど。県民が何をすべきかこれが書いていないので、当然県民は興味を持つわけがない。そこは問題だなと思いました。

ですから、私の個人的な考え方としては、内容はあれでいいと思うんですけど、そういう点で少し改正すべきじゃないかなと思っております。内容的には微修正に入る範囲だと思うので、できれば今回、そういう努力をしていただいてもいいのかなと思っております。

ただ、最終的には、法律の条文ですので、法律の壁があつて書けるかどうかわからないんですが、そういう議論をするということが大事かと思っております。これから議論が始まりますので、委員の皆様におかれでは、そういう観点で厳しく事務局案をご覧いただければありがたいと思います。厳しくといつてもけんかを売るわけではございません。それは、皆さんご理解いただいていると思います。

常日頃から事務局にもいろいろバックアップいただいているので、事務局もわかっていると思いますが、その中でやっぱりディスカッションをしていかなければいけないかなと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

この議題については、今日、何か決めるというわけではなくて、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笛原会長)

はい。ありがとうございます。

(3) 諒問事項

・ 土地利用基本計画の変更について

(笛原会長)

次が（3）の本審議会の一番重要な責務である諒問事項ですね。県知事から諒問が来ているということで、それも含めて事務局から土地利用基本計画及び諒問内容について、ご説明をお願いします。

まずははじめにお断りしておきますが、諒問事項ないしは報告事項の最中だと思いますが、3時前後になつたら私の判断で10分間の休憩をとりたいと思います。

そうしましたら、土地利用基本計画そのもののご説明をお願いしたいと思います。

諒問書からですね。

(事務局 武中課長)

はい。

それでは諒問書を読み上げます。

「6高用対第714号 高知県国土利用計画審議会 会長 笹原 克夫 様

高知県土地利用基本計画を別添のとおり変更したいので、国土利用計画法第9条第14項において準用する同条第10項の規定により諮問します。

令和7年2月6日 高知県知事 濱田 省司」

諮問書は、以上でございます。

続きまして、土地利用基本計画の諮問のそれぞれの事項について説明いたします。

資料1の1ページをご覧ください。

土地利用基本計画について、簡単にご説明させていただきます。

土地利用基本計画とは、国土利用計画法に基づき、国が策定する国土利用計画を基本として、都道府県が策定するもので、県土利用の基本的な考え方や方針を定めるものとなっております。

2ページ目と3ページ目には、計画の役割と内容について記載をしております。土地利用基本計画は、各個別規制法の上位計画に位置付けられており、それぞれの総合調整の役割を果たすものです。

また、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができ、各個別規制法の規制については、その基本方針を示しております。

4ページをご覧ください。

各個別規制法が所管している五地域の範囲を示した図面については、国土交通省が全国の土地利用基本計画図を統合・電子化し、Webで公開しております。諮問・報告案件には、こちらのシステムを使って土地利用基本計画図の五地域に開発区域を示しております。

5ページをご覧ください。

個別規制法による地域・区域を変更する場合は、その決定前又はそれと同時に土地利用基本計画の図面を変更することとされております。

森林地域の開発案件も同様の扱いとなりますが、地域森林計画の変更は、伐採や造成が行われた開発行為完了後に事後追認となることから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会において報告し、開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する際に改めて諮問事項として審議をお願いしております。

「土地利用基本計画」についての説明は、以上となります。

6ページをご覧ください。

高知県防災マップの注釈でございまして、7ページにはその凡例を載せております。森林地域の開発案件については、高知県防災マップ上に開発区域を大まかに示した図面をつけておりますので、防災マップの内容を確認する際には、こちらをご参照ください。

(笹原会長)

ここまでが土地利用基本計画の概要のご説明でございます。特に最近入られた委員の方でご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

キーポイントは、森林法、地域森林計画の民有林では、はっきりいうと開発が終わった後に本審議会で審議するというところですね。これ、以前この審議会でも、「これでいいのか」って議論になったことがあるんですが、いろいろ経緯があるということで。なおかつ、私どもでひっくり返せるわけでもないので、そういうことになってございます。

よろしいでしょうか。

そうしましたら諮問事項、一件一件、事務局からご説明をお願いします。

(事務局 武中課長)

それでは、諮問事項の中身についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

今回、諮問事項として、2件の森林地域拡大と1件の森林地域の縮小に係る案件を記載しております。

9ページをご覧ください。

こちらは、土地利用基本計画図の変更する際に国に提出する様式であり、先ほど読み上げました諮問書の別添資料となるものです。

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域区分の変更概要の総括表となっております。

今回の変更は、変更する面積の④の列で、上から3つ目の森林地域を17.5ha拡大するもので、後ほど説明します3つの案件の合計面積となっております。

10ページの(2)変更地域別概要をご覧ください。

今回変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載しております。

今回は、香美市1件、高知市1件、大豊町1件の計3件の森林地域の変更案件でございます。

11ページをご覧ください。

まず、整理番号1の香美(物部町)森林地域の拡大案件についてご説明いたします。

左の図面が、国のシステムで公開されている土地利用基本計画図に、今回の変更箇所を示したもので、右の図面は地図上に変更箇所を示したものでございます。

場所は、香美市消防本部香北分署から約800mほどの場所にある香美市物部町拓地区の周辺の範囲になります。

こちらは、林業事業体の経営規模拡大に伴い、高知地域森林計画における森林地域を1ha拡大するものです。

農用地区域等を含む農業地域が同一の範囲にございます。

12ページをご覧ください。

土地利用基本計画図を拡大したものと、地域森林計画に関する補足説明を記載しております。

令和5年12月5日に森林審議会で審議され、同年12月中旬に農林水産大臣協議を経て、令和5年12月26日に高知地域森林計画の変更がなされており、森林地域の拡大面積は、約1haでございます。

整理番号1の香美市の案件に関する説明は以上でございます。

(笛原会長)

ありがとうございました。

そうしましたらご審議をお願いしたいと思います。

この案件、高知地域森林計画の変更で森林区域が増えるというよりは、今まで森林区域として抜けていたところを改めて整理し直すということのようです。ですから事実上、森林区域は増える。ただ、現状が変わるわけではない。計画上の話ということです。

何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(岡部委員)

すみません。よろしいですか。

(笹原会長)

委員、お願ひします。

(委員)

すみません。先ほど個別の案件に入る前に説明があつた防災マップなんですけれども、土砂災害等に関する凡例というのを説明していただきて、見たら、次の案件についてはそのマップがついてるんですけれども、今回の1と3については、それがないんですよね。レッドゾーン、イエローゾーンがないですよというんだったらそれでもいいんですけども、ないならないで、ないですよの図面があってもいいのかなと思ったので。よろしくお願ひします。

(笹原会長)

事務局、いかがでしょう。

(事務局)

今回、整理番号1と3につきましては、開発案件というわけではありませんでしたので防災マップ上の図面を入れておりませんでしたが、審議に必要あるということでしたら次回から入れるようにいたします。

(笹原会長)

いかがですか、委員。

(委員)

すみません。実は私、8月に能登に行ってきたんですね。今回水害でものすごく被害が出たところにたまたま行ったんですけども、そこで地図を見せていただいたら真っ赤っかだったんです。レッドゾーンまっただ中だったんです。でもその地域の人たちはそんなこと露とも知ってなかつたんですね。

だからそれってすごく問題だなって私はそのときに感じたんです。開発をするから、今からそこをつつくからっていうんじゃなくて、周りに住んでいる人たちはそこがレッドゾーンなんだよっていうことを知っておく必要があるんじゃないかなと、そのときにものすごく感じたので、森林で山の上のはうだから関係ないやっていうんじゃなくて、やはり皆さんがここにはレッドゾーンがあるからちょっと気をつけといったほうがいいよねっていうぐらいの関心は、今回のような災害が起きる予防策じゃないけれども、その知恵として持っておいたほうがいいんじゃないかなって思ったので、必要かなと思いました。

(笹原会長)

ありがとうございました。

そうしましたらこういう森林基本計画だから入れなかつたということですけど、やっぱりこれ、公文書になるんですよね。

(事務局)

なります。

(笛原会長)

ですからその意味でもやっぱりきちっと入れておくべきではないでしょうか。委員のおっしゃる意味も含めて。ぜひ今後お願ひします。

(事務局 武中課長)

検討いたします。

(笛原会長)

そしたら整理番号3も同じような感じなんですね。

(事務局 武中課長)

そうです。

(笛原会長)

はい。じゃあ、ほかに整理番号1番、よろしいでしょうか。

次に、整理番号の2番、お願ひします。

(事務局 武中課長)

13ページをご覧ください。

整理番号2、高知（朝倉）森林地域の縮小案件についてご説明いたします。

場所は、伊野ICの約600m南に位置する山林です。

開発に伴う森林縮小面積は約3.2haで、変更理由としましては、農用地の造成により、現況が森林でなくなったためです。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

14ページをご覧ください。

変更に係る補足説明といたしまして、民間事業者Aが農用地の造成として、令和6年1月19日に最後の林地開発許可を受け、同年1月22日に事業完了届が提出されたことから、今回、諮問事項として森林地域の面積を縮小することとしたものです。

事業区域は、約3.8haで、縮小する森林面積は、形質を変更する森林部分から造成森林を除いた約3.2haとなっております。

15ページに現況写真を載せております。

16ページには、事業区域を示した防災マップを掲載しております。

ご覧のとおり、事業区域は警戒区域等に含まれておりません。

整理番号2の高知（朝倉）の案件に関する説明は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしたら委員の皆さん、いかがでしょうか。これ、ちょっと離れますがうちの朝倉キャンパスの裏山ですね。私、たまたま見に行つたことはございます。何かございますか。

じゃあ、委員、お願ひします。手短にお願ひします。

(委員)

この農用地という事業目的ですけど、ちなみに調整池までつくって農用地にするというのは、ちょっと私の常識では考えられないんですが、例えば、この農用地で何をするということですか。果樹園とか。

(治山林道課)

治山林道課の西森です。聞き取りまして、2、3年後から野菜を栽培するということで、現在は赤土を入れたりして、土壤改良の作業をなさっているということで、栽培するものとしては、野菜類ということで承っております。

(笹原会長)

委員、いかがですか。

(藤本委員)

私の常識では、今、農地、耕作放棄地、山のようにあるのでわかるんですが、なかなかこの造成して、調整池までつくって、白菜とか、野菜を植えるというのは、まあ、信じがたいようなお話ですが、一応、目的がそれであれば、やっぱり前も言ったように利用放棄地にならないように、モニタリングというのが非常に重要になると思います。目的まで問わないというのであれば、これ、農用地でしょうね。はい。わかりました。

(笹原会長)

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

おそらく今、委員のおっしゃったようにモニタリングですね。で、私が職場のそばなので歩いて見に行けるところではありますが。

空から。例えば衛星画像等々で見ることもできるので、ですからこれ、過去の審議会でもそういう話をしたことがありますけれど、何がなんでも現地を見に行くということだけではなく、そういう技術というか、例えば Google Earth でも見れますから、そういうことも含めて土地利用を少し見ていくべきいいのかなと思っております。

確か、2年か3年前に群馬県だったと思いますけど、航空写真から林地開発許可が確認できない土地利用を発見したという事例もございますので、少しそういうモニタリング体制も事務局、あと協力各課と連携して考えていただけるといいと思います。

(事務局 武中課長)

立ち入りの制限等もございますが、モニタリング調査につきましては、今回、所有しているドローンで上空からモニタリングしたところもございますので、またそれは検討したいと考えております。

(笛原会長)

わかりました。ドローン調査されてるんですね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうしましたら次、整理番号3番、大豊森林地域の拡大、整理番号1と同じような案件ですね。お願いします。

(事務局 武中課長)

17ページをご覧ください。

整理番号3の大豊（馬瀬）森林地域の拡大案件について、ご説明いたします。

場所は、大豊町小川地区から馬瀬地区周辺の山林になります。

こちらは、嶺北仁淀地域森林計画の樹立に併せ、森林地域の見直しを行い、白地地域を区域に編入するため、森林地域が19.7ha拡大するものです。

なお、位置図には令和3年度に諮問を行った案件がありましたので、概要と変更面積を併せて記載しております。

これは、前回の審議会で玉里委員より、「この地図上にどのくらいの開発があるのか」という発言を受けましたので、できる範囲で過去の諮問案件について調べまして図示したものでございます。

(笛原会長)

17ページの位置図の中、この「R3諮問 貯木場」というやつですね。

(事務局 武中課長)

はい。そうです。

(笛原会長)

以降もこういうご努力を事務局にしていただいております。

(事務局 武中課長)

18ページをご覧ください。

地域森林計画に関する補足説明としては、令和5年12月5日に森林審議会で審議され、同年12月中に農林水産大臣協議を経て令和6年4月1日に嶺北仁淀地域森林計画が樹立されております。

整理番号3の大豊の案件に関する説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(笛原会長)

ありがとうございました。

そうしましたら委員の皆さん、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等々ございますか。

ちょっと私から 1 つ。これは本筋には関係ない話ですが、この森林計画の中で、今日の整理番号 1 番もそうなんんですけど、整理番号 3 番もなぜか抜けたところがあった。その抜けたところを潰すために今回、森林地域の拡大を行ったということかと思います。

私、砂防事業出身なのでハザードマップ等々で関わってるんですけど、やっぱり 25,000 分の 1 の地形図では見えなかつたものが、今のもっと高精度な地図になって見えて、ハザードマップを修正するとかいうこともございました。同じようなことなのかなと。要は紙の図面の時代には見えなかつたものが見えてきて、何かそれに近いような、今回事実上の図面上の修正を行うということなのかなとちょっと思ったんですが。

これ、どういう理由でその修正が行われたんでしょう？ ちょっとご説明いただけるとありがたいです。

(森づくり推進課)

今、会長がおっしゃられたとおりでして、県の林業振興・環境部では森林クラウドシステムというのを令和 5 年 4 月から開始しております。それによりまして、こういった航空写真でありますとか、それに今までの森林計画図を重ね合わせてクラウド上で、県ももちろん、市町村、林業事業体も確認できるようになりました。こういったいろんな図面を重ね合わせることによって、このエリアは入っていないということが事業体からもよくわかるようになってきましたので、一体的な整備を行うために地域森林計画に編入していただきたいというような要請を受けたところです。

(笛原会長)

了解しました。そうすると、作った当初はやむを得なかつたということですね。結果として抜けがあつたということなんだけれど、当時はわからなかつたということですね。紙の図面と今の高精度なデジタルの地形情報でこれだけ違うよということでございます。

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら諮問事項 3 件、これで審議は終わりました。

答申書をつくらなければいけません。

答申書案を事務局につくっていただきましたので、簡単にご説明をお願いします。

(事務局 武中課長)

それでは、答申書案を朗読させていただきます

「6 國土審第 2 号 令和 7 年 2 月 6 日 高知県知事 濱田 省司 様

高知県國土利用計画審議会 会長 笛原 克夫

高知県土地利用基本計画の変更について（答申）

令和 7 年 2 月 6 日付け 6 高用対第 714 号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を認めます。」 以上です。

(笛原会長)

ありがとうございました。

そういう答申書の案をつくっていただきました。委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(4) 報告事項

・ 土地利用基本計画の報告事項について

(笛原会長)

そうしましたら諮問事項は終わりまして、次が（4）の報告事項でございます。

報告事項について、資料2になりますが、また一件一件事務局にご説明いただきて、質疑応答に入りたいと思います。ちょっと件数が多いので大変ですけれど、皆さん、ご協力をお願いします。じゃあ、よろしくお願ひします。

(事務局 武中課長)

それでは、報告事項に入ります。

資料2をご覧ください。

土地利用基本計画の報告事項について説明します。

林地開発許可等の状況を載せております。

今回は、高知市が4件、宿毛市1件、佐川町1件、大月町1件の合計7件についてご報告させていただきます。青色の1、2は、初回の開発許可及び開発協議について、下の緑色の3から7については変更許可について記載しております。

1ページをご覧ください。

報告番号1の高知市（春野）森林地域の縮小案件でございます。

場所は、春野運動公園の約800mほど東側にある山林です。

開発に伴う森林の縮小面積は約1haで、変更理由としては、残土処理場の造成に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域である都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

2ページをご覧ください。

上空からの写真と、計画図を掲載しております。

事業の概要といたしましては、民間事業者Bが残土処理場の造成を行うもので、令和6年7月22日に林地開発許可を受けており、許可満了日は、令和9年7月21日となっております。

3ページをご覧ください。

事業区域は警戒区域等に含まれておりません。

報告番号1の高知市（春野）の案件についての報告は以上となります。

(笛原会長)

ありがとうございました。そうしましたら委員の皆さん、いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。気持ちとしてはよろしくないけど、法律上はよろしいという感じでしょうか。

じゃあ、お願ひします、委員。

(委員)

ちょっと、まあ。残土処理の処理場というのは、谷の部分を解体業者とか、土建業者とかが買って、周りの土捨て場に使って、そのあと、工場用地とか、調整区域は駄目としてもそれに伴うまたそういうふうな使い方をしている。僕はいつも思うけど、残土処理で谷を埋めて、水の流れが相当変わってくるわけですけど、残土処理場というものに対しては、もうちょっと規制がかかってないと。

これは谷へどんどん土を入れて、5mも10mもという状況になってるんで、やはりそのあとの、さっき言ったモニタリングも含めて、どんな状況になっているか。残土処理したあとどういうふうな利用をしているかというところまで、また調査したほうが。ご検討いただきたいと思います。

(笛原会長)

ありがとうございます。モニタリングは必要になりますね。ただ件数が多いんで本当に空からしかないとは思うんですけど。

それと、今の藤本委員のご意見の中心が残土処理、要は盛土をすることによる水ですかね。水の流出、土砂も水と一緒に出ていくからなんですけれど。これ、森林法の技術審査で、今回、盛土されるということで、水の流出について検討されているとは思うんですが、その内容を簡単にご説明いただけますか。

(治山林道課)

治山林道課の山本と申します。

調整池というのに水が集まるようになってございます。この調整池については、30年確率降雨強度といって、30年に1回来るような強度の雨というものを安全に下流に流せるように、オリフィスという、数十cmの四角いような穴をつくって、そこから水を調整して下流に流していくようになっております。

(笛原会長)

ありがとうございました。

委員、いかがでしょう？

(委員)

もちろん調整池をつくられているの、わかりますけど。調整池というのは、基本的には自然浸透になっているわけで、調整池からまた別のルートで河川に流すという性質じゃないですから、やはり今、水防法が変わって、1000年に1度の大暴雨の想定もありますから現実に調整池でまかなえるかというと、その100年に1度、1000年に1度の大暴雨が来た場合には、調整池、溢れたら下が大変という状況になる可能性は十分考えられる。やはり残土の場合は、僕らから見ると調整池についても谷を埋めるということで非常に環境は破壊されているというふうに考えられるので、また、今後、残土処理場に対しては、もうちょっと厳しい審査が必要かと思いますけど。

(笛原会長)

いかがですか。

(治山林道課)

治山林道課の谷本です。

30年確率で、それ以上来たらどうかというところもあるんですけれども、そちらのルールにつきましては、国からの通達で30年確率までが事業者の負う責務ということで線引きされていますので、そちらのルールに則って適切に審査しているところです。

(委員)

わかりました。はい。

(笛原会長)

法令規則で定められたルールの中で審査をしていただいている。本当は思うところはあるんでしようけれど、それでもやっぱり法令規則を守らなければならないということで、最大限のご努力をいただいているかなと。あとは、先ほどのモニタリングとか、そういうところで少し対処していくということになるかと思います。

ちなみに砂防事業もそうですし、治山事業、大体降雨確率30年から50年というところが多いです。確かに治水事業、河川事業では100年確率とか大きいんですけど、上流に行くとなかなか対処が難しいというところで30年とか、50年という確率になっているところはちょっとご説明しておきたいと思います。

よろしいでしょうか。ほか、ございますでしょうか。

委員、お願ひします。

(委員)

不勉強でちょっと申し訳ないんですけど、モニタリングをするっていうことが非常に重要なと思うんですが、これ、ちょっとお伺いしたいんですが、事業主さんがかわった場合、売ってしまう転売というときに、責任の所在といいますか、どういうふうになっているんでしょうか。今、許可を与えるときに、転売を規制するような法があるのか。何年かはとか、そういうことはあるんでしょうか。

(笛原会長)

これ、事務局いかがでしょう？

(事務局)

転売について、こちらから何か防ぐというようなものはありません。ただし、一定以上の面積であれば、土地売買の届出が国土利用計画法に基づいて提出されます。

(委員)

わかりました。はい。開発の地位の継承は。

(笛原会長)

お願ひします。治山林道課さん。

(治山林道課)

開発の途中で開発事業者がかわるということに關しましては、今の規定の中では、継承していただくことになっており、地位承継届がありますので、そちらで、われわれ審査機関が知らないうちに事業者がかわってしまったということがないように、しっかりと防ぐよう新たな事業者のほうに引き継がれる手続きを経たうえで、現地のほうを適切に開発していただいているところです。

(笛原会長)

ということだそうです。いかがでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(笛原会長)

やっぱり土地所有者の方のみならず、外から見ちゃう、モニタリングですね、これがやっぱり重要なと思います。現在、そういうモニタリングを裏付けるような法令規則があるわけではないですが、その中でも少し頑張っていくと。そうするとそのうち、行政のほうもそういうルールをつくってくれるかもしれませんので、また事務局、高知県さんとそういう議論を私どもしていけばいいかなと思っております。ありがとうございました。

あとよろしいでしょうか。報告1番は。

ありがとうございました。

そうしましたら次に報告番号2、大月町（赤泊）、お願いします。

(事務局 武中課長)

それでは、4ページをご覧ください。

報告番号2の大月町（赤泊）森林地域の縮小案件でございます。

場所は、大月町赤泊の山林で、国道321号沿いにある月灘郵便局北西約2.7kmに位置しております。

開発に伴う森林の縮小面積は約2.3haで、変更理由としては、残土処理場の造成に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

5ページをご覧ください。

上空からの写真と、計画図を掲載しております。

事業の概要といたしましては、民間事業者Cが残土処理場の造成を行うもので、令和6年8月22日に林地開発許可を受けており、許可満了日は、令和9年8月21日となっております。

なお、この位置図および土地利用基本計画図内に平成27年度に諮問を行った案件がありましたので、概要と変更面積を併せて記載しております。

6ページをご覧ください。

事業区域は警戒区域等に含まれておりません。

報告番号2の大月町（赤泊）の案件については以上でございます。

(笛原会長)

はい。ありがとうございました。委員の皆さん、いかがでしょうか。この案件について。

6ページのこのハザードマップを見ると、これ、区域外だから文句は言えないんですけど、これ見ると、土石流の警戒区域の上流側にあるように見えるんですね。そうじゃないかもしれません。これ、等高線とか、そういう地盤の標高がわかるような情報がないと、これ、ちょっと事業区域、上流にあるのかどうかわからないので、なかなかこの縮尺だと難しいんですが、今後、そのへんもご努力いただけたとありがたいと思います。

ただ、これ、高知県防災マップのシステム使ってるんですよね。システム上の限界でなかなか等高線が見えないかもしれません。ただ、一応、私も委員としては、等高線ないしは標高の情報を入れてくれよというふうにお話しさせていただきました。

(事務局 武中課長)

調べまして、可能かどうかを含め、次回の審議会で報告します。

(笛原会長)

よろしくお願ひします。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら次、報告番号3番、高知市の春野町森林地域でございます。お願ひします。

(事務局 武中課長)

7ページをご覧ください。

報告番号3の高知市（春野町）森林地域の縮小案件でございます。

場所は、高知競馬場の南南西約1.2kmに位置する山林でございます。図面では、報告番号1の場所も図示しております。

開発に伴う森林の縮小面積は約3.2haで、変更理由としましては、太陽光発電所建設の造成に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。報告案件1の場所も併せて記載しております。

8ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、民間事業者Dが太陽光発電所建設を目的に開発を行うもので、約1.5MWの発電施設を建設する計画です。

令和2年10月19日に当初の林地開発許可を受けており、令和5年10月3日に太陽光パネルの位置や調整池の統合、地域住民が高台に避難できる経路の拡幅等を目的とした変更申請の許可を受けており、許可満了日は、令和8年10月31日となっております。

9ページをご覧ください。

事業区域は警戒区域等に含まれておりません。

報告番号3の高知市（春野町）の案件については以上でございます。

(笛原会長)

ありがとうございました。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

これ、9ページの図面、事業区域を黒丸で囲んでますけど、警戒区域はかかるんですね。黒丸が大きいということよね。

(事務局 武中課長)

はい。

(笹原会長)

わかりました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしくないけど、よろしいでしょうか。

(藤本委員)

ちょっといいですか。

(笹原会長)

じゃあ、お願ひします。藤本委員。

(委員)

例えば、農地法でいうと、5条申請で宅造するときに、例えば、宅地造成の費用と、建築するなら建築費、資産証明等が要るんですが、例えば、1.5MWの太陽光発電というのは、数億円の造成費用がかかると思うんですが、こういう場合、事業計画を立てて相手の資産証明とか、こういうのは取らないですかね。林地開発のときにそういう資産証明、取ってるかどうか。

(治山林道課)

資金計画のところで事業が適切に完了までもっていかれるかというところは、きちんと見ないといけないところですので、審査機関としまして、林地開発許可制度の中で資金計画書を添付していただきまして、その資金が必ず確保されるかどうかというのは、その後ろに証明書を付けていただいて審査して、しっかりと見させていただいているところです。

(委員)

素晴らしい。それは。はい。わかりました。資金証明は添付されてるということ。

(治山林道課)

はい。

(委員)

わかりました。

(笹原会長)

ありがとうございました。

そうしましたら 3 番、よろしいでしょうか。

次が報告番号の 4 番、今度は宿毛の橋上町ですね。

(事務局 武中課長)

10 ページをご覧ください。

報告番号 4、宿毛市（橋上町）森林地域の縮小案件でございます。

場所は、宿毛警察署橋上駐在所から南西約 1 km に位置する山林です。

開発に伴う森林縮小面積は約 2.9ha で、変更理由としましては、残土処理場の造成に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

11 ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、民間事業者 E が残土処理場の造成を行うもので、平成 15 年 4 月 10 日に当初の林地開発許可、令和 5 年 10 月 11 日に 3 回目の林地開発許可を受けており、許可満了日は令和 8 年 10 月 10 日ということになっております。

12 ページをご覧ください。

事業区域は警戒区域等には含まれておりません。

報告番号 4 の宿毛市（橋上町）の案件に関しては以上でございます。

(笹原会長)

ありがとうございました。

委員の皆さん、この案件いかがでしょうか。

これ、事業主体は砂利採集屋さんですかね。

(治山林道課)

地元の建設業者です。加盟する建設会社の残土を処理するためにこちらに受け入れています。

(笹原会長)

やっぱり残土処理のための団体なんですね。

(治山林道課)

そうです。

(笹原会長)

わかりました。

そうしましたら次に、報告番号 5 番、佐川町（加茂）森林区域でございます。

(事務局 武中課長)

13 ページをご覧ください。

報告番号 5 の佐川町（加茂）森林地域の縮小案件でございます。

場所は、まきのさんの道の駅・佐川から東南東約 1 km のところにある山林でございます。

開発に伴う森林の縮小面積は約 7.5ha で、変更理由としましては管理型最終処分場の設置に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

14 ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、管理型最終処分場設置のため、令和 4 年 10 月 7 日に民間事業者 F が当初の許可を受け、令和 5 年 12 月 25 日に変更許可がなされたもので、林地開発の許可満了日は、令和 9 年 4 月 30 日となっております。

15 ページをご覧ください。

事業区域は警戒区域等に含まれておりません。

報告番号 5 の佐川町（加茂）の案件については以上でございます。

（笛原会長）

ありがとうございました。

これ、事業主体、公益財団法人ですけれど、処分場をつくるための組織で、事実上高知県さんですね。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私、この最終処分場の建設に委員会等々で深く関わっているんですけど、これ、2 回目の変更というのが確か、切土法面が広がったということでしたっけ？ そうですね。

そうすると令和 5 年だから、実は、このあと、切土法面、切っているとまた法面が崩れだしてもうちょっと広がったんですけど、微々たる面積なんんですけど、それも今後出てくるんでしょうか。お願いします。

（治山林道課）

1 回目の切土法面の拡大というのが今回のこの案件になりますて、2 回目の切土法面の拡大について、先月変更許可があったんですけども、その変更の中身が新たにスレーキングって、ちょっと斜面の一部がぼろぼろっと崩壊してしまったというところの検討、対策を含めたものの変更が出されており、来年の報告の中で提出予定です。

（笛原会長）

わかりました。そのときは、この数字は一緒だけれど、14 ページの図面が少し変わるという感じですかね。

（治山林道課）

そうですね。区域自体は変わらないんですけども。

（笛原会長）

変わらないですね。

(治山林道課)

開発に係る面積が変わります。

(笛原会長)

わかりました。そういうことで来年も出てくるそうです。

これ、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

そうしましたら報告番号の6番、今度は高知の土佐山森林区域でございます。お願ひします。

(事務局 武中課長)

16ページをお願いいたします。

報告番号6の高知市(土佐山)森林地域の縮小案件でございます。

場所は、高知市土佐山菖蒲地区周辺の山林になります。

開発に伴う森林縮小面積は約14haで、変更理由としては、石灰石の採取に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

こちらの図面にあります、高知中央産業団地は平成28年度に諮問した案件でしたので、概要を併せて記載しております。

17ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、民間事業者Gが石灰石の採取を目的に、現在の石灰石の採取を行っている南国市の白木谷鉱山の西側にある小滝鉱山の開発を行うものです。

平成23年8月2日に当初の林地開発許可を受け、その後、令和6年2月28日に事業区域拡大を中心とする変更による3回目の許可を受けておりまして、この林地開発の許可満了日は令和11年2月27日までとなっております。

なお、この変更の林地開発許可に先立ち、当課が所管しております高知県土地利用基本条例による地域住民への説明会の開催や、関係する市と県庁内関係各課における調整手続きは終了済みとなっております。

18ページをご覧ください。

事業区域は、崩壊土砂流出危険地区を含んでおります。

報告番号6の高知市(土佐山)の案件に関しては以上でございます。

(笛原会長)

ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。委員と委員、去年ぐらいから入られて少し入りにくいところあるかと思いますが、大丈夫です。何かあればどんどんご発言いただけだとありがたいです。委員も差し支えない範囲でご発言いただければありがたいです。いかがでしょうか。

(委員)

ちょっと。

(笛原会長)

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

今回の土佐山の開発に関して、資源保護の観点で非常に貴重な植物があります。それについては、もうこの工事が始まるという前に、四国鉱発さんのほうから「調査に」ということでお声がかかって、希少種の保全と保護をしております。全部が救いきれるわけではないんですけど。

佐川の先ほどの民間事業者Fに関しましても、これは高知県さんのほうから直接植物園のほうにお話があって、やはり石灰岩地ですので希少なものを先に保護するっていうので、事業としては連絡をしなくともいい事業なんですけれども、やはり始まる前に植物であったり、動物であったり、アセスする必要がないところでもお声をかけていただくと非常に植物園としても保護ということができますのでありがたいので、引き続き高知県さんから何かこういった開発があるときに、その話があつた時点で少し声かけを積極的に植物園に行っていただければと思います。

(事務局 武中課長)

わかりました。

(笛原会長)

はい。事務局どうですか。治山林道課さんも含めて何かあれば。

(事務局)

当課では、10ha以上の開発する場合に、土地利用基本条例に基づく事前協議を行っておりますが、その際に、自然環境の保全について適切に、という話をするようにします。

(笛原会長)

ありがとうございます。あれですね。牧野植物園ののぼりかなんかを、用地対策課さんとか、治山林道課さんに差しとくと何か少しあはいいかもしないですね。いずれにしてもお願ひします。

(事務局 武中課長)

わかりました。

(笛原会長)

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら報告事項最後、7番、高知市の円行寺の森林地域でございます。よろしくお願ひします。

(事務局 武中課長)

19ページをお願いいたします。

報告番号7の高知市(円行寺)森林地域の縮小案件でございます。

場所は、南久万にある初月小学校から北西へ約2kmに位置する山林でございます。

開発に伴う森林縮小面積は約 2 ha で、変更理由としては、太陽光発電施設の設置に係る他用途転用によるものです。

他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域及び一部に農用地区域を含む農業地域となっております。

この図面上には、平成 25 年度に諮問した案件がございましたので、併せて記載しております。

20 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、民間事業者 H 及び民間事業者 I が太陽光発電施設の設置を目的に開発を行うもので、約 2 MW の発電施設を建設する計画です。昭和 54 年 6 月に土石の採掘を目的とした当初の林地開発許可を受けており、その後、複数回の変更許可を受けたのち、令和 5 年 12 月に東洋電化工業株式会社から地位継承され、令和 6 年 5 月 10 日に太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発の変更許可を受けております。

この審議会の報告案件は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに林地開発許可を行っているものを集計しているため、許可満了日は、令和 6 年 12 月 28 日までの予定となっておりますが、現在はこの開発は完了しているというふうに伺っております。

21 ページをご覧ください。

事業区域は警戒区域等には含まれておりません。

報告番号 7 の高知市（円行寺）の縮小案件については以上ございます。

(笛原会長)

はい。ありがとうございました。

そうすると、ぎりぎりで今回間に合わなかつたということで、来年度の諮問ということですかね。

(事務局)

その予定でございます。

(笛原会長)

わかりました。

報告番号 7 番、来年度の諮問の予定ということで頭の中に入れといていただけるとありがたいと思います。

いかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

じゃあ、お願ひします。委員。

(委員)

これは履歴を見たら 8 回目の目的変更ということですが、そしたら 7 回、林地開発を出した段階で最初は土石の採掘か。そこから終わってから 8 回、こういう事業をするという目的の変更があったということですね。

(笛原会長)

いかがですか。治山林道課さん。

(治山林道課)

目的の変更は、今回この8回目が初めて目的が変わりまして、それまではずっと土石の採掘でやつており、それまでは計画の変更許可があったということになります。

(委員)

目的変更と書いたら、なんかそういうふうにとれたんで。わかりました。

(笛原会長)

7回目までは広げていたということで、今回、目的が変更になったということですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと注意しなければいけない案件かもしれませんね。

そうしましたら計7件の報告事項について、ご報告いただきました。これ、審議ではなくて、審議の権限はございませんので、ご報告いただいて議論を行ったということでございます。ただし、議事録には残ります。

そうしましたら、きりがいいところでほぼ3時ですので、ここで10分間の休憩を挟みたいと思います。

《休憩》

(笛原会長)

そうしましたら、審議会を再開したいと思います。

それで、まず休憩時間にちょっと小耳に挟んだ、松島委員から質問があるようですので、松島委員からご発言をお願いします。

(委員)

ちょっと教えていただきたいんですけども。今日の諮問の1番とか3番にありますけども、民有地ですね、民有林について、森林地域に指定、新たに追加指定するということですけども、そういうふた民有林、民間の土地を、県の行政サイドで、これは森林地域ですっていうかたちで指定することができるのか。それともこの森林地域に指定する段階で民有地の所有者のほうから森林地域指定してくださいというかたちでここに出てきているのか。どういった経緯でこれが出てきたのかなというのがちょっと。

個人の財産を、これは森林地域です、農業地域ですかいうかたちで行政が強制的に線引きすることができるのかとか。そのあたりを、不勉強でちょっと申し訳ないんですけど教えていただきたいと思います。

(笛原会長)

純然たる質問ですね。これは森づくり推進課さんかな？ お願いします。

(森づくり推進課)

ご質問いただいた内容について、確かに一般の方の所有の土地を勝手に森林地域にできるかという、そもそもそのイメージのお話かと思うんですが、森林法自体が法律として現況主義というのをとつておりますて、たとえ地目が田畠とかであったとしても既に姿が森林として成立していれば、森林法の2条に定める森林の定義にあたります。

それに併せて、森林法の5条に定める地域森林計画でこの区域に入れるというところで、地域森林

計画対象森林というかたちになるというところです。この区域については、（林業）事業体や、市町村の調整をして、区域に編入するであるとか、逆に転用で除外するという手続きを行っています。なので、条件的なものはいくつかあるんですけれども、最終的に市町村の要望も聞いて調整しております。

（委員）

はい。わかりました。どうもありがとうございます。

（笹原会長）

委員、よろしいですか。

（松島委員）

はい。

（笹原会長）

はい。何か難しくってよくわからなかつたんですが。これ、指定になるんですかね。森林なんとか区域っていうのは。森林法による指定ですね。

（森づくり推進課）

対象区域と位置づけられ、森林審議会に諮問して区域を決定するという手続きを行っております。

（笹原会長）

そのあと、森林計画ですから林業の生業を実施するということですね、事業体が。

（森づくり推進課）

はい。

（笹原会長）

はい。だから、個人の主権の制限という意味でいうと、そこそこ地主さんに対する主権の制限は大きいっちゃ大きいんですね。

（森づくり推進課）

森林法の5条の区域にかかっていれば届出であるとか、開発許可の対象というのはかかってまいります。

（笹原会長）

はい。わかりました。

そういうことだそうです。要は、そこそこ強いと。森林法、古い法律ですから強いです。

よろしいでしょうか、委員。

（委員）

はい。ありがとうございます。

(5) 前回審議会における質疑及び報告について

(笹原会長)

そうしましたら議題に戻りまして、(5) 番、前回審議会における質疑及び報告事項について、前回出た質疑についての対処でございます。お願いします。

(事務局 武中課長)

はい。それでは、前回の審議会におきまして、各委員からご質問、ご意見が3点ございましたので、資料3に沿って回答及びご報告、説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、これは笹原会長のほうから、国土交通省の残土処理場の諮問時に議論したものについて、モニタリングしてはどうかというご意見を受けました。今回、後ほど説明いたしますけれども、2か所の国土交通省の残土処理場についてモニタリングを行いました。この後、議題(6)でご報告いたします。

2点目につきましては、先ほどの資料1、資料2の諮問事項、報告事項の中で触れて、それぞれ説明いたしましたが、委員より、諮問案件や報告案件にある一つの地図の中に、どのぐらいの開発が過去に計画としてあがっていたのか、ということがご意見としてあがっておりました。

先ほども触れましたけれども、今回の資料では、把握できる範囲で、大体平成23年度から令和5年度頃までを調べまして、過去の諮問案件を土地利用基本計画図や位置図に示すことといたしました。これが2点目です。

3点目としまして、これは委員より、森林地域を縮小したものを森林地域に戻すことはあるのかと、またその手続きはどうなるのか、というご意見をいただきました。

前回の審議会で森づくり推進課より説明があり、耕作放棄地で樹木の生えているものや、離農する際に植林を行ったものなどで、森林法第5条の森林への編入を、非農地証明とともに処理する場合があるという回答をしております。

今回の諮問事項についても森林地域の拡大の案件は2件ございました。その他の地域でも同様に、個別法所管部局において区域の変更を行うもののうち、その面積が1haを超える場合には審議会での諮問対象ということになります。

以上が前回の質疑及び報告でございます。

(笹原会長)

ありがとうございました。

今のご報告の中で、1番、国交省の残土処理場のモニタリングは、この後ご報告いただけるということで飛ばします。

2番、委員のご意見に対しては、位置図等々の中に過去の諮問案件を図示していただいたと。

3番の昨年の委員からのご質問、森林地域の拡大があるのかということについては、あるということでおございました。

一応、議事ですので、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(6) モニタリング調査の結果について

(笹原会長)

そうしましたら次に（6）番、モニタリング調査の結果についてということで、先ほどの国交省の残土処理場かな？ 事務局からご説明をお願いします。

(事務局 武中課長)

それでは、モニタリング調査の結果について、ご説明させていただきます。

モニタリング調査は、過去の審議会において諮問した案件について、その後の開発や利用状況を確認したものを報告するものでございます。

例年行っている土地利用基本計画の報告事項とは別の項目として令和2年度より議題の中に項目として位置づけております。

土地利用基本計画の報告事項は、諮問に至る前段階として、林地開発の許可などの法手続きについての状況報告を行っているのに対し、モニタリング調査は、開発行為等が完了した後の利用状況を調査するものであり、その行為に法的根拠はなく、当然立ち入りの権限等もございません。

しかしながら、当審議会の場では何度も開発完了後の二次利用等に対してチェック・監視することの重要性が議論されてきたため、当課としましては、可能な範囲で調査をし、この場でご報告していきたいというふうに考えております。

今回は、国土交通省が実施した残土処理場の状況について、2件ご報告いたします。

資料4をご覧ください。

平成28年度の審議会で諮問した安芸市井ノ口と昨年度の審議会で諮問した黒潮町佐賀の残土処理場についてモニタリング調査を行ってまいりました。

1ページ目には、場所や諮問した当時に説明した事項や面積等をまとめています。

2ページ目をお願いいたします。

まず、調査地1の安芸市井ノ口についてございますが、当時の計画図と完成写真を上段に示し、モニタリングしてきた結果を下段に示しております。

当時の完成写真では、盛土の法面が確認でき、表面はしっかりと固められているような様子が確認できます。

今回モニタリングで確認したところ、法面部分については緑化が進んでいる様子が確認されました。

造成地部分については、国の利用後、安芸市が活用するという記録が残っておりましたので、現況について安芸市建設課に確認しましたところ、小規模な残土処理場として現在も利用しており、それももう間もなく完了するという見込みでございます。その後の利用方法はまだ市として決めていないということで、安芸市としても有効な活用方法を模索中という回答でございました。

次に、調査地2の黒潮町佐賀についてですが、3ページ目をご覧ください。

こちらも上段に当時の計画図と完成写真、下段にモニタリングの結果を示しております。

こちらは令和6年12月に現地確認したところ、造成地部分に太陽光パネルの設置を行っている最中でございました。

このことについて、黒潮町環境政策室に確認しましたところ、黒潮町も出資している民間事業者Jが設置しているということでございました。

こちらは、環境省が行う脱炭素先行地域として黒潮町全域で行っている事業の一部ということで

あり、ここで発電する電力を公共施設等で活用する予定ということでございました。

以上がモニタリング調査結果ということになります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

委員の皆さん、これ、特に審議ではないんですが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

これ、なんで国交省の残土処理場をモニタリングしようよって私がお話ししたのか、よく覚えてないんですが、確か、さっきもどこぞの案件で出ましたけど、水の流出の話、残土処理場のですね。あれ、委員かな、先ほどご質問された。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

それが確かにこの案件で出たような気がします。

それで、私のほうから国交省の残土処理場は、転圧してちゃんと固めてつくっているというお話をさせていただいて。ただ、その後の転用等々もあるから気をつけなきゃいけないよねという話があつたので、じゃあ、モニタリングしようねということになったのかなと。そんな経緯だったと思います。

藤本さん、そんなかたちでした？

(委員)

そういうかつこうであった、と思います。

(笹原会長)

はい。わかりました。

(委員)

私もうろ覚えやけど、この残土処理場自体の所有権ってどうなってるのかということが気になって質問した経緯があったと思います。で、こういった国の事業で残土処理場を設けるときに、借地をして国がここに残土を持ってきているのか、それとも国が買い取ってやっておるのか、そのあたりもよくわからなかつたので、ちょっとそのあたりを質問した経緯があった。その後の土地利用もちょっと監視しとかなくちゃいけないね、国の事業が入っていることですからということではなかつたかなと。

(笹原会長)

わかりました。そういうことで、国がずっと持つていれば比較的まだ安心できるよね。だけど転用されると、どこに行くかわからないよね、怖いよねっていう話だったかと思います。モニタリングを続けていくしかないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。この案件、よろしいでしょうか。

そうしましたら、いずれにしてもだんだんモニタリング対象が増えingましたので。

そもそもこのモニタリングは私ども審議会の委員の強い要望で用地対策課さんに法的権限のないところでやっていたいしている仕事でございます。ですから当然立ち入りもできない。立ち入りなんかしたら主権の制限になりますから、そういう中での限られた調査しかできない中で頑張っていただいているところでございます。

ですからそういう意味でいうと、先ほど私、ご提案申し上げたように、例えば衛星画像の利用とか、そういうような少し経済的に広範囲を見れる方法というところの導入も必要かなと思っておりますので。じゃあ、事務局。

(事務局 武中課長)

先ほどの件ですけれどもドローンの活用による調査ということを申し上げたと思いますけれども、この調査地1の安芸市井ノロの上空写真、この令和6年11月現在の写真、これについてはドローンを飛ばしまして上空から調査したものでございます。

(笛原会長)

調査地2の、3ページの上の完成写真、これもドローンですかね。これは業者さんが撮ったのかな？

(治山林道課)

こちらは国交省から提供された写真です。

(笛原会長)

そうですか。じゃあ、国交省が業者を使って撮らせたんですね。自分で撮ったかもしれません。いずれにしても高知県さんもドローンを積極的に導入されていますので、できるだけこういう技術を使って対処していただくと。おそらく特に残土処理場とか、盛土で私ども委員が気にするのが水と土砂の流出ですよね。そうすると水の流出って写真、撮ればわかりますから。

例えば、全然草が生えてこない。植生がついてこないとか。逆に、盛土が削れているとか、そういうことがわかると非常に重要な情報になりますので、わざわざ歩いていかなくても空からでも対処できると思いますので、できるだけの対処をお願いしたい。

それとともに、これ、権限があるわけではないので難しいんですが、こういうモニタリングを県としてシステム化にできるような体制、システムということもできれば整備していただけるといいのではないかと。法的な権限どうなんだという話はございますけれど、そのところはあるかと思います。

いずれにしても今回は積極的に空から調査をしていただいたというところを私どもとしては評価して、ぜひ続けていただきたいということでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたらそういうことでございます。これでモニタリング調査の結果については終わりで。

(7) その他

(笛原会長)

あとは(7)のその他でございますね。その他、何か事務局ございますでしょうか。

(事務局 武中課長)

いえ。ございません。

(笹原会長)

はい。わかりました。そうしましたらこれで以上ですね。

で、以上なんですが、もう一回繰り返しておきたいのが、議題の（2）高知県土地利用基本計画の改定についてというところが今後も継続して審議を行うことになりますので、ぜひ委員の皆さん、ご協力をお願いしたいと思います。

そうしましたらこれで審議を終了して、マイクを事務局にお返しいたします。

4 閉会

(司会)

笹原会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間の会議となりましたが、大変お疲れさまでございました。いろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、これをもちまして第 62 回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。